

特集

失敗しない延納・物納の進め方

相続税の物納とそのワークフロー

税理士・公認会計士
渡辺 俊之



▼ ポイント

- ① 物納専用財産が制定されたので、物納財産の選定に関しては十分な吟味が必要である。
- ② 物納財産の種類により提出を要する書類が、物納手続関係書類としてまとめられた。
- ③ 物納手続関係書類その他の提出期限の延長の手續が法制化され、その提出期限及び延長の必要の有無の確認が重要となった。

はじめに

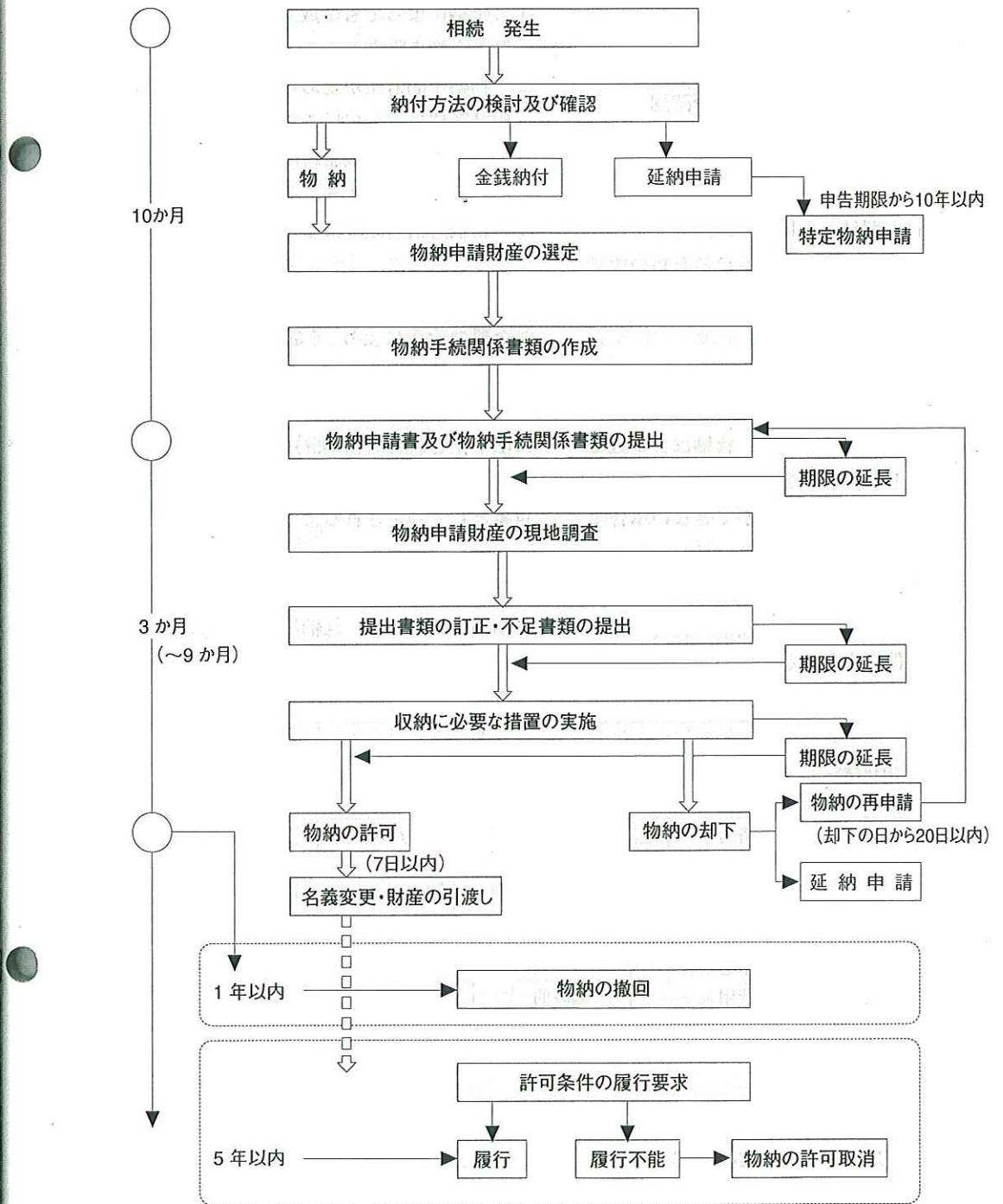
相続税の物納申請は、従前から相続税法の法定申告期限までに、金銭で納付することを困難とする金額及びその事由、物納財産の種類、価額その他必要事項を記載した申請書を提出しなければならないこととされていた（旧相法42①）。

しかしながら、実際に不動産の所有権移転に伴う印鑑証明等の各種書類の提出などについては、具体的な手續が定められておらず、物納手続を進めていく上で、事前に取り揃え

るべき具体的な提出書類などの定めがなく、税務署から納税者個々に請求されていた。また、金銭納付困難事由の不明確さなどがあったが、これらが今般法令に規定されることになったのである。

法令全体としては、手續の流れが明確化され、スムーズに運用されるよう改正が加えられた（次頁図表－1「物納手続のフローチャート」参照）。反面、物納申請に係る関係書類が確定化され、その提出期限も厳密化された部分もある。

図表－1 物納手続のフローチャート



（参考：国税庁「相続税の物納の手引」より）

I 物納制度の概要

● 1 ● 相続税納付方法の検討及び確認

① 納期限又は納付すべき期限

相続税の納期限は、相続開始があったことを知った日の翌日から10か月以内である。

納期限は、物納の適用を受けるための申請書の提出期限となる。

② 納付方法

相続税の納付方法は、①金銭一括納付、②年賦による分割納付（延納）、③相続財産による納付（物納）であるが、物納は、金銭で納付することが困難な金額が限度である。つまり、①②によっても納付ができない場合である。

● 2 ● 物納の要件

物納の要件をまとめると、つぎの四つにな

る。

- ① 延納によっても金銭で納付することが困難な金額を限度とする
- ② 物納申請財産が定められた種類の財産で申請順位によっていること
- ③ 申請書及び物納手続関係書類を法定申告期限までに提出すること
- ④ 物納適格財産であること

● 3 ● 物納許可限度額

今般の改正により、「金銭で納付することが困難な金額」つまり、「物納の許可限度額の計算」（相基通41-1）が下の算式のように法令化された。物納許可限度額の計算には、相続財産だけでなく、納税者の固有の財産も対象として判定されるようになった。

● 4 ● 物納申請税額の算定

物納申請税額は、延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内で認められ

く算式>
物納の許可限度額 =

$$\begin{aligned} \text{延納の許可限度額} - & \left\{ \left[\text{経済的年間収入金額} - \left(\text{生活のために通常必要とされる1月分の費用} \times 12 \right) - \text{事業の継続のために必要な運転資金の額} \right] \times \text{最長延納期間} \right. \\ & - \left. \left[\text{生活のために通常必要とされる1月分の費用} \times 3 + \text{事業継続のために当面必要な運転資金の額} \right] + \left[\text{臨時の収入の額} - \text{臨時の支出の額} \right] \right\} \end{aligned}$$

※1 「経済的年間収入金額」とは、前年の確定申告に基づいた1年間の収入金額（給与所得者にあっては前年の給与の支給総額）。

※2 「臨時の収入」及び「臨時の支出」においては、今後の1年以内に発生するものの見込額。

るため、上記3の物納許可限度額の範囲内で物納申請税額を算定する。この計算にあたっては、物納申請書のほかに金銭納付困難理由書の提出が必要である。

また、改正前では物納許可限度額を超えての納付は、原則として認められておらず、許可されるケースは、税務当局の裁量によるところがあったが、改正により、他に適当な財産がなく、その財産の性質・形状等により分割することが困難な場合などやむを得ない事情があると認められるとき、物納許可限度額を超える物納が認められることとなった。

III 物納申請財産の選定

● 1 ● 物納財産の範囲

物納財産は、下記の要件を満たすことが必要である。

- ① 物納を申請する者が相続により取得した財産で日本国内にあること
- ② 管理処分不適格財産でないこと（相法41②、相令18、相規21）

図表-2 物納申請財産の種類と順位

	順位	物納申請財産の種類
第一順位	1	国債、地方債、不動産、船舶
	2	不動産のうち物納劣後財産に該当するもの
第二順位	3	社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	4	株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第三順位	5	動産

③ 物納申請財産の種類及び順位に従うこと

④ 物納劣後財産に該当する場合は、他に適当な財産がないこと（相法41④、相令19）

⑤ 物納財産の価額は、原則として、物納申請税額を超えないこと

● 2 ● 管理処分不適格財産

物納に充てることのできる財産とその順位は、①国債、地方債、不動産、船舶、②社債、株式等、③動産である（図表-2 参照）。このうち物納に充てることができない財産は、管理処分不適格財産として、今般の改正により法令化された。

管理処分不適格財産としては、抵当権の目的となっている不動産、境界があきらかでない土地、隣接する不動産の所有者等との争訟等となっている不動産などがある。

● 3 ● 物納劣後財産

また、新たに物納劣後財産が創設された。物納劣後財産は、物納に充てることのできる財産のうち、売却しがたい財産を指定し、法令上の順位ごとに劣後財産を区分することとした。

物納劣後財産は、例えば地上権等が設定されている土地、法令に違反して建築された建物及びその敷地などである。

● 4 ● 物納財産の収納価額

収納価額は、相続税の課税価格の計算の基礎となった相続財産の価額で、小規模宅地等の課税の特例計算適用前の価額である。

IV 物納申請書及び物納手続 関係書類の作成

● 1 ● 物納申請書の提出期限及び提出先

物納申請書及び物納手続関係書類の提出期限及び提出先は、納期限又は納付すべき日までに被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署長である。

今回の改正により下記②に掲げるすべての書類を提出期限までに提出すべきこととなった。

提出期限は、申請ごとに次のように期限が定められている。

<提出期限>

- ① 期限内申告に係る物納申請……申告期限
- ② 期限後申告又は修正申告に係る物納申請……申告書の提出日
- ③ 更正又は決定に係る税額を物納申請する場合……更正又は決定の通知が発せられた日の翌日から起算して1か月を経過する日

● 2 ● 提出書類

- ① 物納申請書
- ② 物納申請書別紙「物納財産目録」
- ③ 物納申請書別紙「金銭納付を困難とする理由書」
- ④ 上記③の内容を説明する書類の写し
- ⑤ 物納申請財産が物納劣後財産の場合「他に適当な財産がないことについての申請書」
- ⑥ 物納手続関係書類

- ⑦ 物納手続関係書類が提出できない場合は、「物納手続関係書類提出期限延長届出書」
- ⑧ 物納申請財産チェックリスト

改正以前は、実際不動産の所有権を移転するための印鑑証明など各種の書類を提出してもらう具体的な手続は定められておらず、税務署から個々に納税者へ請求されていた。これでは、手続に長期間を要するため、「物納手続関係書類」と位置づけ、下記の書類を物納申請期限までに提出しなければならないとされたのである。

物納手続関係書類とは、次のとおりである(相規22②)。

<物納手続関係書類>

- ・ 土地 (共通)
 - (イ) 登記事項証明書
 - (ロ) 公図の写し及び住宅図の写し等
 - (ハ) 地積測量図
- (ニ) 隣地の所有者との間で境界の同意がある旨を確認した書類
- (ホ) 物納申請土地の維持又は管理に要する費用の明細書
- (ヘ) 物納財産収納手続書類提出等確約書
- (ト) その他土地の使用状況により法令その他により定められる書類

・ 建物 (共通)

- (イ) 登記事項証明書
- (ロ) 建物の敷地に係る公図及び住宅地図
- (ハ) 建物図面、各階平面図及び間取図
- (ニ) 物納申請建物の維持及び管理に関する費用の明細書
- (ホ) 物納財産収納手続書類提出等確約書
- (ヘ) その他建物の使用状況により法令その他により定められる書類